

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

### 奈良県人事委員会規則第二十一号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和二年一月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表福祉職（保育士）及び福祉職（児童指導員）の項を次のように改める。

福祉職 （保育 士及び 児童指 導員）	児童福祉施設に勤務 する保育士及び児童 指導員の職務	福祉 職給 料表		
		大学卒	短大卒	高校卒
		一級二十五号 給	一級十五号給	一級五号給
		一級四十三号給	一級四十三号給	一級四十三号給

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。